

施設園芸農家 各位

伊那市長 白 鳥 孝
(公 印 省 略)

伊那市燃料高騰対応施設園芸農家支援事業の第 1 回受付について

平素より、当市の農業行政につきまして御理解御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、伊那市では物価高騰などによる燃料高騰対策として伊那市内の施設園芸農家の方に燃油及び木質ペレット代の一部を補助する事業を本年度も実施することとし、このたび第 1 回期間分の申請を受付します。対象となる可能性のある施設園芸農家の皆様へ下記のとおり御案内しますので、対象となる場合は期限までに所定のお手続きをお願い申し上げます。

記

注意事項

- 今回の第 1 回申し込み分は、国の交付金を活用して実施します。今回の申請でお手続きいただくことで、早期に補助金を受け取ることができます。
- これまでと同様、第 2 回にまとめて申請も可能ですが、今回申請できるものは、ぜひ第 1 回での申請にご協力ください。
- なお、申請額が予算を上回った場合には、補助金額を調整(按分)して交付します。

1 対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 伊那市内に住所を有する施設園芸農家
- (2) 加温設備を有するハウス等があり、農産物の栽培及び出荷を行っている方
- (3) 市税等の未納のない方
- (4) 令和 7 年度内に出荷取引をされている方

2 補助内容

ハウス等加温設備で使用する燃油、木質ペレットの対象期間中の購入費用のうち、価格上昇分の最大 1 / 2 (第 1 回と第 2 回の合計で上限 7 0 万円)を、予算の範囲内で補助します。

(1) 補助対象期間

第 1 回期間：令和 7 年 1 0 月 1 日～ 1 2 月 3 1 日購入分

第 2 回期間：令和 8 年 1 月 1 日～ 3 月 3 1 日購入分

※令和 8 年 2 月中に支払・振替が確実に完了する分を第 1 回で受付します。

間に合わないものは第 2 回でも受付しますが、予算に限りがありますので、可能な限り第 1 回での申請にご協力ください。

(裏面へ)

(2) 補助金額の算定

$$\text{補助金額} = \{ \text{当年度燃料代} - (\text{当年度燃料代} \div \text{高騰率}) \} \div 2$$

※ 高騰率は、令和元・2年度の対象期間の平均価格と、令和7年度の各期間の平均価格を比較した場合の上昇率です。

第1回：燃油は 1.4、木質ペレットは 1.2 とします。

第2回：資源エネルギー庁の調査結果公表を待って決定します。

※ 小数点以下は切り捨てます。

3 第1回の申請手続

必要書類を作成し、期日までに市へ提出してください。

(1) 提出先

伊那市役所 3階農政課、市役所総合支所又は各支所

(2) 提出書類

様式	添付書類	提出期限
交付申請書兼 実績報告書 (様式第1号)	①ハウス等施設と加温機の設置状況が分かる写真 ②令和7年度中に農産物を出荷したことが分かる出荷伝票等の写し ③燃料の購入量及び支払いが確認できる書類の写し(伝票、領収書等)	<u>3月6日(金)</u> <u>農政課必着</u>
交付請求書 (様式第3号)	補助金の振込先が確認できる通帳の写し (見開きのページ)	

4 交付決定について

(1) 申請書受付後、審査を行い書類に不備等がなければ、予算の範囲内で交付決定を行います。

(2) 審査の結果、交付要件を満たさない場合、補助金は交付されません。

(3) 申請時に市税等に未納がある場合、補助金が交付されない場合があります。

5 補助金の支払について

(1) 補助額の確定後、令和8年3月末までに順次口座振込で支払います。

6 その他

(1) 補助金の交付を受けた後に交付要件を満たさないことが判明した場合や、偽り
その他不正な方法により交付を受けた場合は返還を求めることがあります。

(2) 受け取った補助金は、事業主が個人の場合は所得税及び住民税、法人の場合は
法人税の課税対象となります。必要に応じて申告をお願いします。

(3) ご不明点等は、担当あてお問い合わせください。

担 当	伊那市農林部農政課農業経営係 係長 早川、 <u>担当 守屋</u>
電 話	0265-78-4111 内線 2413
メー ル	nos@inacity.jp